## 第80号議案

愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

令和7年3月31日をもって、津島水道企業団が愛媛県市町総合事務組合から脱退することに伴う地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定による愛媛県市町総合事務組合の財産処分について、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

愛媛県市町総合事務組合が所有する、愛媛県市町総合事務組合退職手当負担金条例第5条の2第1項に規定されている財産を除く、土地、建物、その他の一切の財産については、令和7年4月1日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものとする。

令和6年12月6日提出

愛南町長 中村 維伯

## 提案理由

愛媛県市町総合事務組合の構成団体である津島水道企業団の解散に伴 う財産処分のため。